

# 松本歯科大学学会会則

(1975年11月8日制定, 1976年11月13日改定, 1985年6月15日改定)

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は松本歯科大学学会 (The Matsumoto Dental College Society) と称する。  
第2条 本会の事務所を松本歯科大学内におく。

## 第2章 目的および事業

- 第3条 本会は歯学および関連科学の研究を推進し、歯学の進歩発展をはかることを目的とする。  
第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。  
(1)学術研究の発表と討論のための集会 (2)会誌の発行 (3)その他本会の目的達成のために必要な事業。

## 第3章 会 員

- 第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛成するもので次の3種とする。  
(1) 正会員：松本歯科大学の教員・専修生・研究生・卒業生、その他の本学専任職員であり、かつ講座主任あるいは評議員である所属長から推薦されたもの、およびその他正会員の推薦を受け、評議員会で承認された者  
(2) 準会員：本学在學生  
(3) 賛助会員：本会对し、賛助会費を納入した個人または団体  
第6条 本会に入会を希望する者は、入会申込書に所定事項を記入し、入会金および会費を添え、本会事務所に申し込むこと。  
第7条 本会の会員で、転居または退会するときは、その旨速やかに本会事務所に通知すること。  
第8条 本会会員は、毎年度所定の会費を前納しなければならない。  
第9条 本会に名誉会員をおく。本会に特に功労のあつたものを評議員会の議を経て名誉会員に推薦することができる。

## 第4章 役 員

- 第10条 本会につきの役員をおく。  
(1)会長1名 (2)副会長若干名 (3)評議員若干名 (4)幹事若干名 (5)監事2名  
なお、本会には総会の推薦により顧問をおくことができる。  
第11条 会長は学長がこれにあたる。本会を代表し、会務を総理する。  
第12条 副会長は、会長がこれを委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。  
第13条 評議員は次のものをもつてあて、会長がこれを委嘱し、本会の運営に必要な事項を審議する。  
(1)本学専任教授ならびに助教授 (2)評議員より推薦を受けた者について総会で承認したもの。  
第14条 幹事は評議員の互選により選出し、庶務・会計・編集・集会の任務を分担処理する。  
第15条 監事は正会員のうちから会長がこれを委嘱する。監事は業務および会計を監査する。  
第16条 本会役員の任期は2年とし、重任を妨げない。

## 第5章 事 業

- 第17条 本会は年1回の総会、年数回の例会を開催し、諸報告・議事・学術上の講演・討論を行なう。  
第18条 本会は機関誌として、松本歯学 (The Journal of the Matsumoto Dental College Society) を発行し、会員に配布する。会誌の編集および投稿は別に定める規程による。

## 第6章 会 計

- 第19条 本会の経費は会費、入会金その他の収入をもつてこれにあてる。  
第20条 本会の会費は正会員は年額3,500円、準会員は年額2,000円、賛助会員は年額10,000円としそれぞれの年会費を毎年度初めに納付するものとする。  
第21条 入会金は正会員・準会員ともに1,500円とし、入会の際に年度会費と共に納付する。  
第22条 会計は毎年4月に始まり、翌年3月に終る。  
第23条 会計報告は、年次総会にて行なう。

## 第7章 会 則 の 変 更

- 第24条 会則の変更は評議員会の議を経て総会においてこれを議決する。  
附 則 本会則は昭和60年6月15日からこれを実施する。